

船舶の造修等に関する訓令(昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号)の規定に基づき、  
陸上自衛隊艦船造修整備規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

## 陸上自衛隊艦船造修整備規則

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 - 第 3 条)
- 第 2 章 造修整備通則(第 4 条・第 5 条)
- 第 3 章 職責(第 6 条 - 第 9 条)
- 第 4 章 造修整備作業(第 1 0 条・第 1 1 条)
- 第 5 章 造修整備管理(第 1 2 条 - 第 1 4 条)
- 第 6 章 技術管理(第 1 5 条 - 第 1 8 条)
- 第 7 章 記録及び報告(第 1 9 条・第 2 0 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (通則)

第 1 条 この達は、船舶の造修等に関する訓令(昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 3 号。以下「訓令」という。)第 7 条及び第 1 4 条に基づき、自衛隊海上輸送群の使用する船舶の改造、修理、定期検査、年次検査及び入渠(上架を含む。以下同じ。)の手續並びに定期検査、年次検査及び入渠の方法及び基準並びに搭載重量の管理の手續及び基準について必要な事項を定めるものとする。

2 前項に掲げるもののほか、陸上自衛隊の補給等に関する訓令(昭和 3 4 年陸上自衛隊訓令第 7 2 号)及び陸上自衛隊整備規則(昭和 5 2 年陸上自衛隊達第 7 1 - 4 号。以下「陸自整備規則」という。)に基づき、艦船の整備に関して必要な事項についても定めるものとする。

3 陸上幕僚長(以下「陸幕長」という。)は、第 1 項の規定及び同項の規定に基づき定めた事項並びに第 3 条第 1 0 号から第 1 5 号までの規定を改正する場合、あらかじめ訓令第 7 条及び第 1 4 条の規定に基づく防衛大臣の承認を得るものとする。

##### (適用範囲)

第 2 条 艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材の造修整備に関しては、この達に定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 艦船 自衛隊海上輸送群の使用する船舶をいう。
- (2) 艦船等 艦船、艦船用機関及び艦船用電気器材をいう。
- (3) 艦船搭載機器 艦船に搭載される音響器材、磁気器材、光学器材、通信器材、電波器材、気象器材及び航海器材をいう。
- (4) 造修整備用器材 艦船等及び艦船搭載機器を適正かつ効率的に実施するための工具、要具、計測器、試験器、試験装置及びその他の器材をいう。
- (5) 造修整備 艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材を良好な状態に維持し、その機能を全幅発揮させるための造修整備作業及び造修整備管理からなる一連の業務をいう。
- (6) 造修整備作業 艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材について行う定期検査、年次検査、改造又は修理に際して行う検査、改造、修理、入渠、試験、点検、手入れ、塗装、部品交換、調整及びこれらの関連業務をいい、このうち、試験、点検、交換及び調整とは、陸自整備規則第2条第3号に定める予防整備において実施する点検、部品交換及び調整をいう。
- (7) 造修整備管理 造修整備にかかわる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動をいう。
- (8) 乗員整備 陸自整備規則第6条(予防整備)、第7条 第1項(第1段階整備)及び第9条(上位段階整備の実施)に定める整備をいう。
- (9) 改造又は修理に際する検査 訓令第4条第2項に規定する検査をいう。
- (10) 改造 第14号に定める応急修理以外の工事で、既存の設計を変更する工事をいう。
- (11) 修理 第14号に定める応急修理以外の工事で、既存の設計を変更することなく元の性能を回復する工事をいい、特別修理、年次修理、中間修理及び臨時修理をいう。
- (12) 年次修理 年次検査と同じ時期にあらかじめ計画して行う修理をいう。
- (13) 中間修理 特別修理及び年次修理以外の修理で、あらかじめ計画して行う修理をいう。
- (14) 臨時修理 特別修理、年次修理及び中間修理以外の修理で、必要に応じてその都度行う修理をいう。
- (15) 応急修理 保安上緊急を要する場合に応急的に行う工事をいう。
- (16) 技術管理 造修整備管理を適切に行うための手段としての管理で信頼性管理、形態管理、造修整備用器材管理及び技術刊行物管理をいう。
- (17) 技術刊行物 艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材の構造、取扱い及

び整備に関する図面、取扱説明書等をいう。

(18) 群司令等 自衛隊海上輸送群司令及び隷下海上輸送隊司令をいう。

## 第2章 造修整備通則

### (造修整備の本旨)

第4条 造修整備に当たっては、科学的手法を的確に活用し、艦船等及び艦船搭載機器の品質を確保すること、及び発生した故障欠損を適正に修復することをもって本旨とする。

### (造修整備の基準)

第5条 造修整備を実施する場合の方法、基準及び手続は、訓令に定めるもののほか、陸幕長が別に示すところによる。

2 造修整備は、作業の程度及び範囲により区分して実施することを標準とし、その区分については、陸幕長が別に示すところによる。

## 第3章 職責

### (陸幕長)

第6条 陸幕長は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 造修整備に係る基本的な制度、体系及び方式の策定に関すること。
- (3) 造修整備に係る規則（基準を含む）の制定及び改正に関すること。
- (4) 艦船修理計画の作成に関すること。
- (5) 造修整備管理及び技術管理にかかわる方針の策定に関すること。
- (6) 部隊及び機関の監督（指導を含む）に関すること。
- (7) 造修整備の企画、総合調整及び実施計画の作成に関すること。
- (8) 造修整備に係る実施要領の制定及び改正に関すること。
- (9) 故障欠損の対策及び是正に関すること。
- (10) 技術管理に係るデータの収集、整理、分析及び評価に関すること。
- (11) 定期検査、年次検査、改造及び修理の監督、検査並びに試験に関すること。
- (12) 造修整備管理の実施に関すること。

### (補統長)

第7条 陸上自衛隊補給統制本部長（以下「補統長」という。）は、造修整備に関し、前条第1号から第12号の支援に関する業務を行う。

### (群司令等)

第8条 群司令等は、造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 艦船等及び艦船搭載機器の現状の把握に関すること。
- (2) 造修整備の実施計画に関すること及び乗員整備の実施計画の統括に関す

ること。

(3) 造修整備作業の実施に関すること。

(4) 造修整備管理の実施に関すること。

(艦船の長)

第9条 艦船の長は、艦船の造修整備に関し主として次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 自艦の現状の把握に関すること。

(2) 乗員整備の実施計画の作成に関すること。

(3) 乗員整備の実施に関すること。

(4) 乗員整備における造修整備管理の実施に関すること。

(5) 乗員整備に関するデータの提供に関すること。

#### 第4章 造修整備作業

(技術刊行物等による造修整備)

第10条 艦船等及び艦船搭載機器の造修整備作業は、適正な造修整備管理の下、防衛大臣の定める船舶設計基準及び自衛艦工作基準、陸幕長が別に示す基準並びに技術刊行物に基づき実施するものとする。

(造修整備用器材の使用)

第11条 造修整備作業の実施に当たっては、技術刊行物において要求される機能及び性能を有する造修整備用器材を使用しなければならない。

#### 第5章 造修整備管理

(造修整備作業の管理)

第12条 陸幕長、群司令等及び艦船の長は、造修整備作業を管理し、適切に遂行するため、造修整備に関わる人員及び器材を適正かつ効率的に運用する一連の管理活動を実施するものとする。

(造修整備作業の計画)

第13条 造修整備作業は、その適正かつ円滑な実施を図るため、周到な計画に基づき実施するものとする。

(造修整備作業の実施状況の確認及び是正)

第14条 陸幕長、群司令等及び艦船の長は、造修整備における品質の確保を図るため、造修整備作業の実施状況の確認を通じて、常に状態の把握に努めるとともに、要すれば是正処置を講ずるものとする。

#### 第6章 技術管理

(信頼性管理)

第15条 陸幕長は、艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材に関する実証的、定量的データを収集して分析及び評価を行い、その信頼性の維持、改善を図るものとする。

（形態管理）

第16条 陸幕長は、艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材に対する技術変更その他影響を及ぼす事項について分析及び評価を行うことにより、効果的な改善を実施するとともに、形態の履歴及び変更状況を適切に管理することにより、艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材の現有能力を把握するものとする。

（造修整備用器材管理）

第17条 陸幕長、群司令等及び艦船の長は、艦船等、艦船搭載機器の造修整備作業を適正に行うため、常に造修整備用器材を適正な数量及び状態に維持するものとする。

（技術刊行物管理）

第18条 陸幕長は、技術刊行物の発行及び維持を適切に実施し、艦船等、艦船搭載機器及び造修整備用器材の取扱い、造修整備等の適正化を図るものとする。

## 第7章 記録及び報告

（造修整備に関する記録）

第19条 群司令等又は艦船の長が備えなければならない記録は、艦船造修整備の来歴に関する事項を記載する造修記録簿のほか、陸幕長が別に示すところによる。

2 艦船の長が備えなければならない記録は、艦船の機関及びこれらの付属装置に関する来歴を記載する機関来歴簿のほか、陸幕長が別に示すところによる。

（造修整備に関する報告）

第20条 造修整備に関する報告及び通報の種類、様式、手続等は、報告統制に関する達(昭和40年陸上自衛隊達第11-3号)の定めるところによるほか、陸幕長が別に示すところによる。

## 附 則

この達は、令和7年3月24日から施行する。